

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	税務事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茅野市は、税務事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茅野市長

## 公表日

令和8年1月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税務事務
②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律、茅野市税条例及び茅野市国民健康保険税条例による個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の賦課徴収等に関する事務であって、主務省令で定めるもの 1 納税者からの申告、届出、調査等による課税管理業務 2 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3 滞納者情報による督促状等の送付及び滞納整理を行う滞納管理業務
③システムの名称	申告相談システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国保(賦課)システム、収納・口座システム、eLTAXシステム、国税連携システム、中間サーバ、通知IFS
2. 特定個人情報ファイル名	
申告情報ファイル、賦課情報ファイル(個人市民税)、賦課情報ファイル(固定資産税)、車輛情報ファイル、賦課情報ファイル(軽自動車税)、個人資格ファイル(国保)、所得資産ファイル(国保)、賦課情報ファイル(国保)、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル、納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の24の項 地方税法第747条の5第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項および、情報提供者が市町村長であって利用特定個人情報に地方税関係情報を含む項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠ができる書棚への保管を徹底し、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う等、人為的ミスが発生するリスクに対し対策を講じている。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策                      ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[            十分である            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと生体認証によって限定するとともに、アクセスが可能な職員の登録を人事異動時、会計年度ごと更新し適切なアクセス権限管理を行っている。また、システムではアクセスログを記録し、定期的に不正なアクセスログがないか確認している。これら対策を講じていることから、権限のない者による不正使用リスクへの対策は十分である。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月15日	I 5. ①部署	市民環境部 税務課・収納課	総務部 税務課	事後	
平成29年5月15日	I 5. ②所属長	税務課長 小池 博幸 ・ 収納課長 塩澤 止彦	税務課長 小島吉彦	事後	
平成29年5月15日	I 7. 請求先	企画総務部 総務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	総務部 総務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
平成29年5月15日	I 8. 連絡先	市民環境部 税務課・市民環境部 収納課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-	総務部 税務課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
平成31年4月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策等		様式改正による変更	事後	
令和2年4月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年5月2日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年6月10日	I 3法令上の根拠	番号法別表第一の16の項	番号法別表の24の項	事後	
令和6年6月10日	I 4法令上の根拠	番号法別表第二の27の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に	事後	
令和7年12月15日	I 1.③システム名称	申告相談システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国保	申告相談システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国保	事前	
令和7年12月15日	I 2.特定個人情報ファイル名	申告情報ファイル、賦課情報ファイル(個人市民税)、賦課情報ファイル(固定資産税)、車輛情	申告情報ファイル、賦課情報ファイル(個人市民税)、賦課情報ファイル(固定資産税)、車輛情	事前	
令和7年12月15日	I 3法令上の根拠	番号法別表の24の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の24の項	事前	
令和7年12月15日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に	事後	
令和7年12月15日	IV 8人手を介在させる作業		様式改正による追加	事後	
令和7年12月15日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策		様式改正による追加	事後	